
*
* 令和3年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和3年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和4年3月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和4年3月10日 午後 1時29分 開会
3. 令和4年3月10日 午後 2時49分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	欠	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	出	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	江草伸介				
書記	三宅秀生				
書記	藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果				
	議案番号	件名		結果	
	第55号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許可	
	第56号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件	許可	
	第57号	農地転用事業計画の変更承認申請について	1件	承認	
	第58号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件	許可	
	第59号	農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について	1件	決定	
	第60号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	6件	決定	
8	署名委員				
		8番	前崎輝之		
		9番	西村匡弘		
9	議事の内容				
	令和3年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録				
	令和4年3月10日(木) 高梁市役所 3階大会議室				

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員17名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和3年度第12回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。8番前崎委員と9番西村委員を指名いたします。それでは、「議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。56番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第55号56番朗読説明 －</p> <p>56番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。これは譲渡人が住宅関係用地として購入していた農地で、計画の中止により処分するというものです。申請農地は、田1筆178㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は866㎡。家族3人中耕作人は2人、対価は10aあたり2,350万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 平松委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件は住宅用の通路の建設のために農地の所有権を移した案件でした。しかし住宅の計画が無くなったということで、名義が元に戻ることです。今までも譲受人は農地を借用する形で野菜を植えていたが、このたび正式に名義を譲渡人から譲受人へ戻すものです。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。56番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、56番については許可とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に57番について、事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第55号57番朗読説明 －</p> <p>57番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親族関係です。申請農地は田1筆1,758㎡です。譲受人の通作距離は0.3km、譲受人の耕作面積は13,347㎡。家族3人中耕作人は3人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 西村委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現場は地図のとおり、巨瀬町と川面町の境の県道に接する農地であり、きれいに管理されておりました。何ら問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。57番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、57番については許可とすることに決定しました。</p>
江草局長	<p>次に58番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第55号58番朗読説明 －</p> <p>58番は、譲受人が、譲渡人から空家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田2筆2,118㎡と、畑1筆81㎡、計3筆2,199㎡です。譲受人の通作距離は0m、譲受人の耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族2人中耕作人は1人、対価は49万6千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>譲受人は空家バンクを利用して、ここでブドウを栽培される予定です。家も一緒に購入されていて、家の上と下に農地があります。何ら問題ないものと思われま</p>
議 長	<p>す。何ら問題ないものと思われま</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。58番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、58番については許可とすることに決定しました。</p>
江草局長	<p>次に59番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第55号59番朗読説明 －</p> <p>59番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆704㎡です。譲受人の通作距離は、0.5km以内、耕作面積は9,862㎡。家族3人中、耕作人は3人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>譲受人が、申請農地の上の畑で桃を栽培されております。この下の畑でも、同じく桃を栽培されるようです。きれいに管理されて</p>
議 長	<p>おり、何ら問題ないものと思われま</p> <p>す。ご審議よろしくお願</p> <p>いいたします。</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。59番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、59番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。16番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第56号16番朗読説明 －</p> <p>16番は、転用者が、申請農地の一部を駐車場用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆783㎡のうち145㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、露天駐車場7台分。資金については自己資金が5万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小野委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件は、自宅前の田の一部を駐車場用地に転用するものであり、自己の土地を自身で施工するというので、4条の許可申請を出されたものです。現場については、まだ工事にも着手しておりませんでした。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。16番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、16番については許可とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>続きまして、関連がありますので17番および18番について事務局から一括説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第56号17番及び18番朗読説明 －</p> <p>17番及び18番は関連しており、17番の転用者と、18番の転用者が、申請農地を農地改良のため一時転用する案件です。申請農地は、17番が田1筆85㎡の内20㎡と畑1筆909㎡、計2筆929㎡。18番は田1筆1,144㎡。この農地の農地区分は、17番、18番とも農振農用地となります。施設の概要は、農地改良で全体計画面積2,073㎡、盛り土の高さ2m。一時転用期間はR4.4.1からR5.3.31までになります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 西村委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請地は、以前の12月の総会、1月の総会で許可を頂いたところの隣接地であり同様の案件であります。なぜ施工するのかと</p>

議 長	<p>いうことを再度申し上げますと、申請地は川に隣接しており、低いところなので大雨が降った時によく水に浸かるところなので、かさ上げするという事です。ご審議お願いします。</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。17番および18番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、17番および18番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第57号 農地転用事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。関連がありますので、議案第57号4番と「議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について」の37番について事務局から一括説明をお願いします。</p> <p>－ 議案第57号4番および議案第58号37番一括朗読説明 －</p>
江草局長	<p>それでは、議案第57号4番、併せて議案第58号37番について説明いたします。2ページをご覧ください。この案件につきましては、令和2年4月13日付けで許可となっている案件です。変更内容は、一時転用期間を令和2年4月13日から令和8年8月31日まで延長するものです。変更理由は、岡山自動車道四車線工事が不測の事態による工事期間の延長のため。転用目的は、表土の仮置き場です。地図は、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありました。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。「議案第57号 農地転用事業計画の変更承認申請について」の4番、「議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について」の37番について、承認および許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、議案第57号4番と議案第58号37番について承認および許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。36番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>－ 議案第58号36番朗読説明 －</p>
江草局長	<p>36番は、転用者が、譲渡人から申請農地に使用貸借権を設定し、住宅用地に転用するものです。申請農地は、田1筆449㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の価格は無償です。施設の概要としては、木造2階建て住居79㎡、木造平屋建て住居60㎡。建ぺい率31%です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、3月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 西村委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>担当の吉岡委員が体調不良のため、私の方から説明させていただきます。譲渡人と譲受人の両者は親子の関係にあります。子の家を建てるものです。周囲への影響もありませんし、問題ないものと思われ。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。36番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、36番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第59号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について」を議題といたします。2番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第59号2番朗読説明 －</p> <p>2番は、申請人が、「高梁市空き家情報バンク」に登録した空き家と農地をセットで購入するため、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積0.1aの指定を受けるよう申請する案件です。申請農地は、畑1筆286㎡です。空き家の所有者は、農地の所有者と同じです。申請農地は、空き家情報バンクに登録された家の南に位置します。農地面積も取得に必要な農業委員会が定める別段面積0.1aを超えており、特に問題ないものと判断いたしました。この案件については、3月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 藤本委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請者は空家バンクを利用したいということで、空家に畑も付いているということです。そのため別段面積の0.1aの指定を受けたいということです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。2番について別段面積を指定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員。2番について別段面積を指定することに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。</p>
三宅書記	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和4年3月18日、2、利用権の設定を受ける者は6名、3、利用権の設定をする者は6名、4、利用権の設定をする件数は6件、5、利用権設定面積は9,385㎡となっています。6で各筆明細です。</p>
議 長 西村委員 藤代主事 西村委員 小西委員 江草局長 小西委員 江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p> <p>事務局から説明がありましたが、1番から5番について発言をお願いします。</p> <p>5番の設定期間は前回も1年なのか。調べますので、少々お待ちください。前回も1年です。わかりました。</p> <p>2番の設定期間が20年となっているが、設定人は91歳なので今後20年間で設定することには無理があるのではないか。利用権設定については双方が合意の上で設定するというものであり、合意に基づいてなされたものです。合意の上でされたものという事は理解できます。ただ、年数については事務局が現実に合わせて指導しても良いのではないかとわかりました。検討いたします。</p>

議 長

他に発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なしとの声がありました。1番から5番について一括で採決をとります。1番から5番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ですので、1番から5番について決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第12回総会を閉会します。

令和4年3月10日

会 長 土 岐 康 夫

8 番 前 崎 輝 之

9 番 西 村 匡 弘